

告 示

埼玉県告示第四百三十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年四月十六日

埼玉県知事 大野元裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公金事務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委託期間
埼玉県手数料条例 (平成十二年埼玉県条例第九号)別表 都市整備部の項第 八十七号、第八十九号、第九十一号及び 第九十二号に規定する手数料の徴収事務	埼玉県さいたま市浦和区東高砂 町六番十五号 公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会 代表理事 飯田 成寿 〒338-0012 東京都千代田区紀尾井町三番三 十号 公益社団法人全日本不動産協会 代表理事 中村 裕昌	令和六年四月一日から令和七年三月三十 一日まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和六年四月一日

三 委託をした日

令和六年四月一日